

高崎市愛郷ぐんま協力券 Q&A（取扱店用）

Q1 どうしたら取扱店になれるのか？

市ホームページ内にある「高崎市愛郷ぐんま協力券の取扱について」のページから「取扱店ポスター」をダウンロード印刷し、お客様の目が届く場所に掲示していただくとともに、同ページ内にある「取扱店申込書」にダウンロードし、必要事項をご記入の上、FAXもしくはEメールにて高崎市役所観光課までご提出ください。

手続きは以上となり、審査等はなく、取扱店として登録されますので、協力券を持ったお客様が来店されましたら対応してください。

その後、換金時に必要となる「取扱店証明証」、「口座振替依頼書」を取扱店申込書に記載されている住所に送付いたします。

Q2 取扱できる店舗の業種に制限はありますか？

基本的には高崎市内にある店舗であればお取扱いいただけます。

但し、換金性が高いもの（商品券、図書券）や公共料金の支払いなどには協力券を使うことができません。詳しくは実施要綱をご確認ください。

Q3 使用済の協力券はどのように換金するのか？

使用済の協力券は、市内取次金融機関において換金の手続きを行っていただきます。（市内取次金融機関は同ページ内で確認ができます）

取次金融機関で換金する際、次のものが必要となります。

- ・使用済協力券
- ・取扱店証明証
- ・口座振替依頼書（市指定のもの）
- ・取次金融機関の通帳

Q4 取次金融機関の口座を保有していなかった場合は換金できないのか？

まず取次金融機関で口座を新たに開設できないかご検討ください。

検討した結果、取次金融機関で口座を新たに開設することが難しい場合は、高崎市観光課（321-1257）まで問い合わせてください。

Q5 換金頻度は？

換金は取扱店様にお任せいたしますが、出来るだけ取りまとめいただき、取次金融機関にお持ちいただくと助かります。

但し、1度に換金できる限度枚数は金融機関によって異なりますので、必ず事前のご確認をお願いします。

Q6 振込先の口座は個人名義でもいいのか？

個人名義でも大丈夫です。

Q7 換金手続きを行うとどのくらいで振り込まれるのか？

取次金融機関によって若干異なりますが、手続きをしてから1~2週間になります。

Q8 換金手数料はかかるのか？

かかりません。

換金する使用済協力券の枚数分（1枚1,000円）が取次金融機関から入金されます。

Q9 協力券の発行期間は？

令和4年5月9日宿泊分から令和4年9月30日宿泊分までになります。

但し、愛郷ぐんまプロジェクトが中止された場合、高崎市愛郷ぐんま協力券の配布も中止になります。

Q10 使用期限経過後の協力券は受付していいですか？

使用期限は裏面に記載されております発行日から3日間（発行日を含む）となっておりますので、3日を経過した協力券については使用できませんので、利用をお断りしてください。

なお、協力券の最終発行日は令和4年9月30日宿泊分となりますので、最終使用期限は令和4年10月2日となります。